

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化と健全性の確保の両立を経営の最重要課題の一つと認識しております。その実現に向け、株主の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員の各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げていくことが重要であると考えております。

なお、事業環境の変化に迅速に応じた意思決定を行い、機動的な経営を行うべく、現在、取締役7名中6名は代表取締役及び業務を行う取締役で構成されております。このため当社は、機動的な経営を維持しつつ、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役会設置会社の制度を採用しております。

また、当社がその基本思想および理念に基づき長期的かつ安定的に発展するとともに、当社が社会的にも、当社に所属する各個人にとっても意義のある存在となるために、「ガンホー・オンライン・エンターテイメント憲章」を定め、当社基本思想、理念の共有を図っております。さらに、当社グループ各社が、当社の理念を十分に理解し、当社を中心とするグループの企業価値を最大化するために、自主独立に経営を行いつつ、企業目的の達成を目指しております。

当社グループ会社及びその役職員は、条約、国際ルール、その所属する国の法令に従い、その文化及び慣習を尊重し、グループ運営基本方針に基づき業務を遂行してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソフトバンク株式会社	3,874,400	33.63
株式会社ハーティス	2,130,800	18.49
ソフトバンクモバイル株式会社	734,000	6.37
株式会社孫エクイティーズ	633,100	5.49
日本証券金融株式会社	126,022	1.09
森下 一喜	122,826	1.06
株式会社サン・クロレラ	122,200	1.06
アジアングループ合同会社	100,000	0.86
Key Light株式会社	100,000	0.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	85,547	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 ソフトバンク株式会社 (上場:東京) (コード) 9984

補足説明

ソフトバンク株式会社は当社の議決権の58.49%を保有しており、当社の親会社に該当します。
当社の事業運営に関しましては、当社は独立した意思決定を行っており、親会社からの独立性は保たれております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 12 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社等との全ての取引等につきまして市場価格を勘案し一般取引先条件と同様に決定していることから、親会社等との取引等を行う際における少数株主の権利は保護されているものと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社であるソフトバンク株式会社は、当社の議決権の58.49%(間接所有分を含む)を所有しております。
当社の事業運営に関しましては、当社は独立した意思決定を行っており、親会社からの独立性は保たれております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い効率的な監査を実施するよう努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定され
ている人数 3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安藤 陽一郎	他の会社の出身者													
上原 浩人	公認会計士													
蒲 俊郎	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 陽一郎	○	子会社である株式会社ゲームアーツの監査役を兼務しております。なお、当社は、株式会社ゲームアーツとの間にソフトウェア開発委託等の取引関係があります。	大企業において長年の経験を有し、人格、識見のうえで当社監査役として最適任のため、選任しております。 【独立役員の選任理由】 コーポレートガバナンスの充実並びに一般株主保護の主旨に鑑み、当該役員は当社において社外監査役としてその目的を十分に達成しております。また、独立役員の要件を満たしていることから、適任であると判断いたしました。
上原 浩人	○	上原浩人公認会計士事務所の代表及び株式会社シーアイエスの社外取締役を兼務しております。なお、当社は事務所及び会社との間には特別の関係はありません。	公認会計士としての専門性を有し、人格、識見のうえで当社監査役として最適任のため、選任しております。 【独立役員の選任理由】 コーポレートガバナンスの充実並びに一般株主保護の主旨に鑑み、当該役員は当社において社外監査役としてその目的を十分に達成しております。また、独立役員の要件を満たしていることから、適任であると判断いたしました。
蒲 俊郎	○	城山タワー法律事務所代表弁護士の代表及び株式会社ケイブの社外監査役を兼務しております。なお、当社は上記の事務所及び会社との間には特別の関係はありません。	弁護士としての専門性を有し、人格、識見のうえで当社監査役として最適任のため、選任しております。 【独立役員の選任理由】 コーポレートガバナンスの充実並びに一般株主保護の主旨に鑑み、当該役員は当社において社外監査役としてその目的を十分に達成しております。また、独立役員の要件を満たしていることから、適任であると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの総額につきましては、2013年12月31日現在において、発行残高0個、0株となっております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは付与された者の勤労意欲向上、労働提供その他のインセンティブを向上させるための対価としての機能を有しており、業績向

上による株価上昇に対するインセンティブというストックオプションの趣旨に照らし、従業員や社外協力者も対象にしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額については、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。なお、有価証券報告書については弊社のホームページにおいて掲載しております。

<http://www.gungho.co.jp/ir/library/houkoku.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役又は社外監査役を補佐する専従者はおりませんが、必要に応じて業務補助を行うこととしております。情報伝達の仕組みとしましては、担当セクション等から直接連絡するほか、社外監査役に関しては常勤監査役を通じて情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1取締役・取締役会

コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在、当社では7名の取締役がその任にあたっております。取締役会は取締役全員で構成されており、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会が開催されております。

2経営会議

経営会議は、社長の下での諮問機関として、重要事項を審議し、かつ経営会議構成員間の情報共有を図るための機関であります。経営会議は、社長以外の常勤取締役で構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。

3監査役・監査役会

当社の企業統治システムとしては、監査役制度を採用し、現在、3名の監査役(うち常勤監査役1名)がその任にあたっております。3名ともに社外監査役で構成され、これにより監視機能を強化し、経営の健全性の維持を図っております。

監査役会は原則として毎月1回開催している他、必要に応じて臨時開催を行っております。また、監査役は、取締役会及び経営会議に出席しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるという認識のもと、取締役の業務執行全般にわたって監査を実施しております。

4独立監査人

当社は、あらた監査法人に会計監査を委嘱しております。あらた監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業環境の変化に迅速に応じた意思決定を行い、機動的な経営を行うべく、取締役7名中6名は代表取締役及び業務を行う取締役で構成されております。このため当社は、機動的な経営を維持しつつ、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役会設置会社の制度を採用しております。監査役はすべて社外監査役かつ独立役員であり、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

補足説明

その他

開催場所を交通至便な会場に設定し、株主がアクセスしやすいよう配慮しております。また、図表等を用いた分かりやすいプレゼンテーション資料を活用し、事業報告を行っております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

四半期に一度、代表取締役社長CEOによるラージミーティングを開催しております。

あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催

四半期に一度、IR担当者によるテレフォンカンファレンスを実施しております。

なし

IR資料のホームページ掲載

当社サイト(<http://www.gungho.co.jp/>)上に、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画室内にIR・企業広報課を設置しております。

その他

半年に一度、株主向けに当社事業、サービス、財務状況などに係る情報を冊子(株主通信)にまとめて、情報提供しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社グループは、「ガンホー・オンライン・エンターテイメントグループ憲章」を定めており、その中で活動指針を定めております。当社グループの活動指針は、「『お客様』『株主』『従業員』『協力企業』そして、健全たる文化創造発展の為に情熱を持った事業を行う」としております。

その他

お客様に、より安全にオンラインゲームをお楽しみいただくために、当社を含めたオンラインゲームを提供・運営する5社で「健康ガイドライン」を作成しております。このガイドラインは当社のサイトに掲示し、お客様に「楽しく安全なオンラインゲームプレイ」について喚起啓蒙をしていくものであります。今後も「楽しく安全なオンラインゲーム」の普及に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス組織・手続規程」に基づき、コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任するとともに、各本部にコンプライアンス担当者を任命しております。

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、所属部署及び他部署のコンプライアンス担当者だけでなく、直接CCOに報告・相談することも可能としております。報告・相談を受けたCCOは内容を調査し、その結果コンプライアンス違反行為が確認され、協議の上懲罰すべきと判断した場合には、懲戒委員会を設置し審議することとしております。また、CCOへの報告・相談を補完するため、役職員からの報告・相談を受け付ける社外弁護士を窓口とするホットラインを設置しております。さらに、役職員のコンプライアンスへの認識と意識向上を目的としてコンプライアンス研修を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書の保存、管理に必要な基準を定め、当社の文書の保存、管理業務の効率的な運営を図ることを目的とした「文書保存管理規程」に基づき、取締役会議事録その他法定の作成資料などの文書情報の保存及び管理を行っております。また、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ活動を主導するためのチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、CISOを長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ活動を推進しております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、「危機管理体制に関する規程」に基づき、必要に応じてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。リスクの予防については、リスク対応の審議機関としてリスク管理委員会を設置し、各リスクの主管部門がリスクの低減とその未然防止を図ってまいります。また、危機の発生時には、直ちに対策本部を設置し、チーフ・クライシス・マネージメント・オフィサー（CCMO）を中心に対応してまいります。また、上記リスク管理活動の実施状況については、内部監査室による内部監査にてリスク管理状況の監査を行い、結果を社長及び監査役に報告しております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的な運営体制を確保するため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「経営会議規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にしております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項を規定する、「ガンホー・オンライン・エンターテイメントグループ憲章」を定めております。

2. コンプライアンスを推進するための責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任しております。

3. グループ各社所属の役職員がコンプライアンス問題を報告・相談できる独自のコンプライアンス相談窓口を設置しているほか、グループ各社所属の役職員から直接報告・相談を受ける社外弁護士を窓口とするホットラインを設置しております。

4. 当社の子会社に対し、当社の役員または職員を取締役または監査役として配置することで、当該子会社の業務の適正な執行を確保する体制を執っております。

5. 当社のCEOをはじめグループ各社の執行メンバーから構成される会議を開催し、事業シナジーを促進するとともに、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上等のための施策の共有をしていきます。

6. グループ会社を含む財務報告の適正性について、経営者確認を行い、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性の確保と内部統制の整備を図っております。尚、内部統制上に問題が発生した場合には、改善対応すべく体制を執っております。

7. 当社の内部監査室は、過去の内部監査実績のほか、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断されるグループ会社に対しては内部監査を実施しております。

8. 当社ではチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を、及び各グループ会社では情報セキュリティ担当者を選任し、CISOを長とする、グループ情報セキュリティ委員会を定期的に開催し、情報セキュリティ対策のガイドラインを設け、各社の対策状況の報告、各種協議を行うとともに、情報セキュリティ対策に関する知識、技術等の共有を行っております。

監査役の職務を補助すべき使用人

必要に応じ監査役の職務を補助する専属の使用人である補助者の配置、若しくは内部監査部門と協議の上、個別の監査項目について内部監査部門の役職員を補助者に選任することができるものとします。補助者の監査業務に関する指揮・命令は監査役が行うものとし、専属の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分若しくは個別に補助者に選任した内部監査部門の役職員の当該業務に関する人事評価・懲戒処分は監査役の同意を得なければならないものとします。

監査役への報告体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告します。

1. 当社グループに関する重要事項
2. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
3. 内部統制システムの整備状況
4. 法令・定款違反事項
5. コンプライアンス体制に関する事項及びホットライン通報状況
6. 内部監査の監査結果
7. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

その他監査役会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

代表取締役と定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役が必要と認めた場合、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を設けております。さらに、監査法人や重要な子会社の取締役、監査役との定期的な会合を設け情報交換を行うなど連携を図っていくとともに、常勤監査役は当社の「経営会議」等重要な会議に出席しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「ガンホー・オンライン・エンターテイメントグループ憲章」の実践のために「ガンホーグループ役職員/コンプライアンス・コード」を定め、研修の機会等を活用し、役職員の意識向上を図っております。当社のコンプライアンス・コードにおいて社会との健全な関係を維持し、反社会的勢

力とは断固対決することを宣言しております。当社は、平素より外部専門機関や不当要求情報管理機関との関係構築に留意しており、不当要求等が発生した場合には関係各機関との連携のもと対応要領に基づき反社会的勢力に対応してまいります。今後も関係各機関との情報交換や研修への参加等を含め、反社会的勢力排除に向けた体制を強化してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

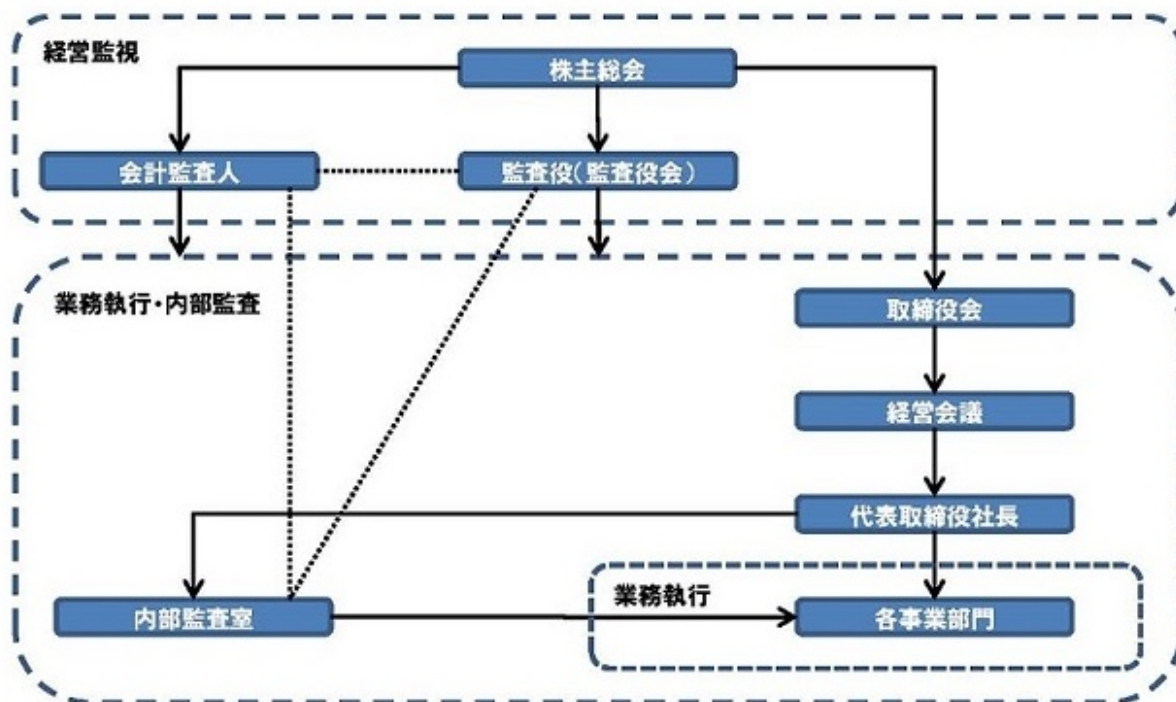
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様その重要性を強く認識しており、当該責任部門である経営企画室に一元化し、公正・公平な情報開示・提供を行っております。

当社および連結子会社にて発生した重要情報は、社内規程に基づき経営企画室長へ報告されます。経営企画室長は、当該情報の開示時期・方法等につき速やかに関係部門と協議のうえ、代表取締役社長の承認を得て、当該情報を開示しております。（次ページ図「適時開示体制の概要」参照）

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

